

令和6年度版
串間市子育て支援ガイド



【お問合せ先】

串間市総合保健福祉センター内 福祉事務所
自立支援係・こども家庭センター（こども政策係・子育て支援係）

TEL 0987-72-1123



令和6年4月1日発行



ページ ★ 妊娠期からの健診等

1	○妊娠の届出と母子健康手帳の交付	○串間市出産・子育て応援交付金事業
2	○支援ガイド(妊娠期)	
3	○支援ガイド(出産・子育て期)	
4	○妊婦一般健康診査	○産婦健康診査
5	○妊産婦通院支援	
6	○新生児聴覚スクリーニング検査	○産後ケア事業
7	○乳児家庭全戸訪問(2～4か月児)	○乳児健診(3～5か月児)
8	○乳児一般健康診査	○1歳6か月児健診
9	○2歳児歯科健診(2歳6か月児)	○フッ化物塗布
		○3歳児健診(3歳6か月児)

★ 育児相談

10	○はぐみサポート教室	○子ども発達相談室(ことばの教室)	○5歳児健診
11	○家庭児童相談室	○養育支援訪問	

★ 各種手当・助成制度

12	○出産育児一時金	○児童手当
13	○児童扶養手当	
14	○特別児童扶養手当	○障害児福祉手当
15	○不妊症・不育症治療費助成	
16	○子ども医療費助成制度	○おもしろい駐車場制度

★ 予防接種・医療機関

17	○定期予防接種
18	○定期予防接種予定表
19	○串間市内の医療機関
20	○串間市内のお医者さんの地図

★ 子どもを預けたいとき

21	○保育園・認定こども園の利用手続		
22	○串間市内保育園	○認定こども園	○病児保育
23	○すこやかひろば・地域子育て支援センター		
24	○児童発達支援事業所(ひだまり)	○放課後デイサービス(なないろ・ひなた)	
25・26	○串間市内保育園・認定こども園		

★ ひとり親支援

27	○母子・父子・寡婦世帯の相談窓口	○母子及び父子家庭等医療費助成制度
28	○母子父子寡婦福祉資金貸付制度	
29	○ひとり親家庭自立支援給付金	

転入された方へ(以下のものについては、転入時に手続が必要です。)

持ってくるもの…保険証、保護者名義通帳、母子健康手帳

マイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード+運転免許証等

★ 妊婦さん

1～6ページ 妊婦・乳児一般健康診査受診票の交付

★ 子どものいる方

12ページ 児童手当手続(中学生以下)

16ページ 子ども医療費助成について

17・18ページ 予防接種に関する手続(高校生以下)

21ページ 保育園、認定こども園の利用手続

★ 母子及び父子家庭の方

13ページ 児童扶養手当手続

27ページ 母子及び父子家庭等医療費受給資格証手続





妊娠の届出と母子健康手帳の交付

串間市に住民登録のある方で、妊娠の診断を受けたら妊娠届の手続きを行ってください。



○届出窓口：**こども家庭センター 子育て支援係**

※事前に予約が必要です。下記の連絡先に電話で予約してください。

○交付に必要なもの：妊娠届用紙（医療機関、助産院にあります）

マイナンバーカード又は通知カード+運転免許証等

○場所：串間市総合保健福祉センター 1階 **授乳室**

母子健康手帳交付時にお話ができなかった方については、後日訪問や電話等でご説明いたします。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

串間市出産・子育て応援交付金事業



国の出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型支援の充実と、給付金による経済的支援を一体として、令和4年度より実施している事業です。

〈伴走型支援について〉

妊娠届時、妊娠8カ月時、出産後において、母子保健コーディネーター等による相談対応や訪問によるケアを通してサポートします。お気軽にご相談ください。

〈出産・子育て応援給付金について〉

○対象者と支給内容

対象者	支給内容
妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関を受診し、確認した方）	妊婦1人につき5万円（現金支給）
出生した児童（国内に住所を有する者）の親（養育者）	子1人につき5万円（現金支給）

原則として、申請時に串間市に住民登録があり、妊娠後と出産後に母子保健コーディネーターの面談を受けた方が対象です。

給付金は、健診のための交通費、妊娠・出産に係る各種関連用品の購入、産後ケア事業や一時預かり事業などにご活用ください。

○支給の流れ

対象者には個別通知をします。通知に従い、アンケートの回答と申請をお願いします。

スマートフォンを使った電子申請か、紙の用紙を使った申請（郵送か持参による提出）をしてください。

妊娠届出時の面談、出産後の面談（生後2～4か月頃の訪問）の後に、支給します。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

支援ガイド〈妊娠期〉

時期	初期			中期			後期		
月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月
週数	4～7週	8～11週	12～15週	16～19週	20～23週	24～27週	28～31週	32～35週	36～40週
妊婦健診	4週間に1回					2週間に1回			1週間に1回
自分や家族で すること	☐ 妊娠届をする ☐ 母子健康手帳と妊婦一般健康診査・産婦健康診査等の受診券を受け取る ☐ 串間市子育て支援ガイドの説明を受ける ☐ 妊娠中の栄養指導を受ける ☐ くしま子育てアプリに登録する ☐ 出産応援給付金のアンケート及び申請書を提出する ☐ お酒、たばこをやめる ☐ 家族や周囲の人に近くで喫煙しないように配慮してもらう ☐ 出産する病院を健診医療機関で相談する ☐ 里帰り出産をするか家族に相談し決める			☐ 育児グッズを準備する ☐ 産後の家事・育児の分担を家族で話し合う ☐ 近所の小児科や地域の交流の場（地域子育て支援拠点など）の情報を集める ☐ 里帰り出産の場合は産院を決め、子育て支援係に連絡する			☐ 産前の面談を受ける ☐ 産前・産後のサービスについての説明を受ける ☐ 上の子の出産時の体制を考える（家族、一時預かり等） ☐ 入院セットを用意する ☐ 出産時の連絡先リストを作る（家族、産院、タクシーなど） ☐ 産後の生活をイメージし、自宅の環境及び自分を整える		
	〈利用できるサポート〉 ・妊婦訪問・妊婦面談 ・電話相談 ・おもいやり駐車場制度 ・家庭児童相談室 ・すこやかひろば（串間市総合保健福祉センター） ・地域子育て支援センター（さくらサロン）								
お仕事の関係	☐ 出産予定日を職場に報告する。妊娠中の働き方（時間外労働、休日労働、深夜業の制限など）の希望を伝え、相談する ☐ 体調が悪い場合は、健診医療機関の医師や助産師に相談し、「母性健康管理指導事項連絡カード」を勤務先に提出する ☐ 妊婦健診を受けるための時間が必要な場合は、職場に申請する ☐ 産休について職場に報告し、取得する（出産後の働き方の希望を伝える） ☐ 育休について家族で話し合い、職場へ申請する。父親の育休を検討する								

支援ガイド〈産後・子育て期〉

時期	出産	1 歳	2 歳
乳幼児健診等	2週間健診 1か月健診 3～5か月健診 6～7か月健診 9～10か月健診	1歳6か月健診 フッ化物塗布	
産婦健診等	2週間健診 1か月健診		
自分や家族で すること	☐ 出産後に必要な手続きを行う。経済的な支援を受ける ☐ 出生届 ☐ 公的医療保険の加入(原則職場経由) ☐ 児童手当 ☐ 子どもの医療費助成 ☐ 子育て応援給付金(出産後の面談後) ☐ 妊産婦通院支援 ☐ 出産育児一時金 ☐ 出産手当金(原則職場経由)(※) 以下は条件があります ☐ 児童扶養手当 ☐ 産前・産後の国民年金保険料の免除 (第1号被保険者の方)(※) ☐ 出産後の面談を受ける ☐ 産後のケアや子育てのサポートを利用する ☐ 生後2か月から予防接種を受ける。かかりつけの小児科を決める ☐ 地域の子育て講座や交流の場(地域子育て支援拠点など)を利用する 〈利用できるサポート〉 ・新生児・こんにちは赤ちゃん訪問 ・産後ケア ・乳幼児相談 ・家庭児童相談室 ・一時預かり ・すこやかひろば(串間市総合保健福祉センター) 以下は条件があります ・養育支援訪問 ・病児保育		
お仕事の関係	☐ 出産後、慣らし保育期間などをふまえて、職場復帰の時期を改めて検討する ☐ 保育園・認定こども園の情報を集め、見学し、利用申込みをする ☐ 育児休業給付金を申請する(原則職場経由) ☐ 産前・産後の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則職場経由) ☐ 育児休業取得中の社会保険料(健康保険・厚生年金)の免除を申し出る(原則職場経由) ☐ 職場復帰に向けて家族で育児・家事の分担や働き方を話し合う ☐ 夫婦それぞれが職場復帰後の働き方(短時間勤務や残業免除等)について職場と相談する		

(※)出産前に申請することも可能です。

妊婦一般健康診査

医療機関での個別健診です



赤ちゃんを健康的に生み育てるためには、妊娠中から定期的に受診し、健康管理に努めることがとても大切です。その妊婦健康診査に係る費用を全額助成しています。

母子健康手帳交付時に、1人に14回の助成券を交付します。多胎妊婦は加えて5回(5,810円/1回)の追加助成があります。

○対象者：健診日当日、串間市に住民登録のある方

○費用：健診費用の全額を助成します

○時期：妊娠23週まで 4週間に1回

妊娠24週～35週まで 2週間に1回

妊娠36週以降 毎週1回で

○受診場所：宮崎県内の産婦人科及び日南市の助産院

◎ 妊婦一般健康診査の結果、精密検査が必要な場合は、精密検査が無料で受けられます。

◎ 里帰りで県外で受診される場合は、**こども家庭センター 子育て支援係**にご連絡ください。

里帰り先で受診する病院が市と契約できるかを確認します。

契約できる場合は、費用の自己負担は発生しません。

契約できない場合は、一度自己負担が必要です。その後下記窓口にて申請していただくことで、費用を助成します(助成額は市が定めた額となります)。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123



産婦健康診査



産後2週間と産後1か月に受ける産婦健康診査は、産後の体の回復状況を確認でき、不安な気持ちや悩みなどを相談できる機会です。その産婦健康診査に係る費用の助成を行います。

母子健康手帳交付時に、1人に2枚ずつ助成券を交付します。

○対象者：健診日当日、串間市に住民登録のある方

○費用：1回の健診につき5,000円を助成します

○時期：産後2回まで

1枚目-産後2週間前後の時期

2枚目-産後1か月前後の時期

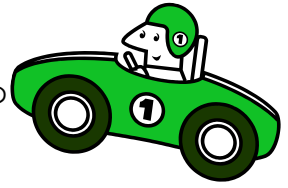
○受診場所：宮崎県内の産婦人科及び日南市の助産院

※里帰りで県外で受診される場合は、**こども家庭センター 子育て支援係** にご連絡ください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

妊産婦健診通院支援

妊娠・出産に対する経済的な負担軽減を図るため妊産婦一般健康診査のため産科医療機関に通院する交通費の一部を補助します。



○対象者：健康診査を受診した日において、串間市内に住民登録のある方

○受診場所：串間市民病院、串間市外の医療機関

◎ 補助の上限回数は1度の出産につき、単胎妊娠の場合は産前14回、産後2回
多胎妊娠の場合は産前5回を追加する

◎ 県外に里帰りされる場合は通院費用は補助対象外となります。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123



新生児聴覚スクリーニング検査

生まれて間もない時期に行う聞こえの検査「新生児聴覚スクリーニング検査」(AABRのみ)に係る費用の全額助成を行います。

助成券は、母子健康手帳交付時に交付します。

○対象者：検査当日、新生児の父親か母親のどちらかが串間市に住民登録のある方。

○費用：検査費用の全額を助成します。

○受診場所：宮崎県内の産婦人科。

※里帰りで県外で受診される場合は、**こども家庭センター 子育て支援係**にご連絡ください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123



産後ケア事業

出産後の母親が抱えている悩みに対して、母体・乳児のケア、心身のケア、育児サポート等を行います。

○対象者：**串間市に住所を有する出産後1年を経過しない母親及びその乳児であって、産後ケアを必要とする者。**

○ケアの内容：**通所(デイサービス)型、宿泊(ショートステイ)型、訪問(アウトリーチ)型**

【授乳のケアや育児手技の支援等】

○利用料・利用回数については、お問合せください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123



妊産婦・新生児訪問

妊婦さんや、出産後のお母さんと赤ちゃんのいるご家庭を、保健師・看護師・栄養士等が訪問して健康や育児に関する相談に応じます。電話でお申し込みください。

※妊婦一般健康診査の結果等により、個別に訪問や電話で状況をお伺いする場合があります。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

乳幼児相談



お母さんの体調のこと、赤ちゃんの体重や育児等に関することで、不安なことはありませんか？
ご希望に応じ、センターでの育児相談、電話相談、家庭訪問など行っています。

お気軽にご相談ください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123



乳児家庭全戸訪問（2～4か月児）

串間市では、赤ちゃんの健やかな成長と保護者の子育てを応援するために、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭を全戸訪問しています。赤ちゃんの足形をとったり、絵本を配布したり、串間市の子育てに関する情報提供や育児相談を受けたりしています。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

乳児健診（3～5か月児）



3か月の頃は、首のすわりなどの発達や身体の発育などを確認する大切な時期です。必ず受診しましょう。

- ◎ 内容 身体測定、内科健診、栄養指導、育児相談、予防接種説明
※離乳食についての説明は、離乳食教室において行います。
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、質問票（対象者へ送付します。）
- ☆ 個別通知します
- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター 2階 すこやかひろば
- ・ 受付 12:45～13:30

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

実施日程	対象児
令和6年 4月10日(水)	令和5年12月14日生 ～ 令和6年 1月10日生
6月12日(水)	令和6年 1月11日生 ～ 3月12日生
8月 7日(水)	3月13日生 ～ 5月 7日生
10月 9日(水)	5月 8日生 ～ 7月 9日生
令和7年 12月11日(水)	7月10日生 ～ 9月11日生
2月12日(水)	9月12日生 ～ 11月12日生

離乳食教室

第1子を出産された方を対象に乳児健診の日に合わせて、離乳食教室を開催します。

健診の通知と同時にお知らせしますので、ご希望の方は健診日の5日前までに電話にて申し込みください。

- ◎ 内容 栄養士による発達に合わせた離乳食の進め方、試食、簡単な調理実習
（試食は保護者のみになります。）
- ◎ 参加費 無料
- ◎ 持ってくるもの 筆記用具
- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター 2階 調理室
- ・ 受付 12:20～12:30 教室の時間 12:30～13:00

☆調理実習中は、保育士がお子さんのお世話をいたします。

☆昼食を済ませてからおいでください。



【お問合せ先】 **こども家庭センター こども政策係** TEL 72-1123

乳児一般健康診査



乳児期は発育・発達が著しく、健康管理がとても大切な時期です。乳児一般健康診査受診票(生まれた翌月の20日前後に予防接種予診票セットと一緒に自宅に郵送します)を使って、対象月がきたら必ず受診しましょう。受診の際は医療機関への予約が必要です。

- ①乳児一般健康診査 1回目 対象月齢(目安) 生後6か月～7か月頃
- ②乳児一般健康診査 2回目 対象月齢(目安) 生後9か月～10か月頃
- ※ 1歳になると使用できませんので、ご注意ください。

- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、乳児一般健康診査受診票
- ◎ 乳児一般健康診査受診票は串間市に住民登録のある本人以外は使用できません。
転入転出の際は、住民登録のある市町村へお問い合わせください。
- ◎ 一般健康診査の結果、精密検査が必要な乳児は、精密検査が無料で受けられます。
- ◎ 協力医療機関であるかどうか、事前に医療機関に問い合わせしてから受診してください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

1歳6か月児健診



1歳6か月頃は、運動機能や言葉、生活習慣などを確認する大切な時期です。必ず受診してください。

- ◎ 内容 身体測定、内科・歯科健診、栄養・歯科・育児相談等、屈折検査(希望者のみ)
ブラッシング指導、フッ化物塗布(希望者のみ)
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ(お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ)
質問票(対象者へ送付します。)、**フェイスタオル**

☆ 個別通知します

- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・ 受付 12:45～13:30

【お問合せ先】 **こども家庭センター 子育て支援係** TEL 72-1123

実施日程		対象児	
令和6年	4月 17日(水)	令和4年 9月 7日生 ～	10月17日生
	6月 19日(水)	10月18日生 ～	12月19日生
	8月 21日(水)	12月20日生 ～	令和5年 2月21日生
	10月 16日(水)	2月22日生 ～	4月16日生
	12月 18日(水)	4月17日生 ～	6月18日生
令和7年	2月 19日(水)	6月19日生 ～	8月19日生



2歳児歯科健診（2歳6か月児）

2歳児は発達や生活習慣を確認する大切な時期で、むし歯が増える時期でもあります。ぜひ受診し、フッ化物を塗って丈夫な歯をつくりましょう。

- ◎ 内容 ブラッシング指導、フッ化物塗布（希望者）、むし歯予防の話、歯科相談、栄養・育児・発達相談等
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ（お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ）、質問票（対象者へ送付します。）、**フェイスタオル**

☆ 個別通知します。

- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・ 受付 12:45～13:30

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123

実施日程	対象児
令和6年 5月15日(水)	令和3年 8月22日～ 11月15日生
7月17日(水)	11月16日～ 令和4年 1月17日生
9月18日(水)	1月18日～ 3月18日生
11月20日(水)	3月19日～ 5月20日生
令和7年 1月15日(水)	5月21日～ 7月15日生
3月19日(水)	7月16日～ 9月19日生

フッ化物塗布

未就学のお子さんを対象にフッ化物塗布を実施いたします。むし歯を予防するために4か月ごとに（年3回）受けるようにしましょう。

- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ（お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ）、**フェイスタオル**
- ☆ 通知はしません。

実施日、実施場所は、1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健診と同じです。**事前予約**が必要です。

※串間市公式LINEより予約が可能です。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123

3歳児健診（3歳6か月児）

3歳児は身体や精神、視力、聴力の発達を確認する上で重要な時期です。ぜひ受診してください。

- ◎ 内容 視聴覚検査、屈折検査、尿検査、身体測定、内科・歯科健診、栄養・歯科・育児相談等
ブラッシング指導、フッ化物塗布（希望者のみ。）
- ◎ 持ってくるもの 母子健康手帳、歯ブラシ（お持ちの方は、仕上げ磨き用歯ブラシ）
朝1番でとった中間尿、質問票（対象者へ送付します。）、**フェイスタオル**

☆ 個別通知します。

- ・ 場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・ 受付 12:45～13:30

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123



実施日程	対象児
令和6年 5月 8日(水)	令和2年 8月15日～ 11月 8日生
7月10日(水)	11月 9日～ 令和3年 1月10日生
9月11日(水)	1月11日～ 3月11日生
11月13日(水)	3月12日～ 5月13日生
令和7年 1月 8日(水)	5月14日～ 7月 8日生
2月14日(水)	7月 9日～ 9月12日生

はぐくみサポート教室

この教室は、親子遊びや友達との遊びを通して、

- 保護者が子育てを学ぶトレーニングの場
- お子さんの発達を促す場
- お子さんの発達を相談する場 となっています。

医師・心理士による診察＆相談(予約が必要です。)と、音楽療法を行っています。

音楽療法は、楽しい音楽体験の中で、ときには演奏者になったり、ときには参加者になったりしながら、認知(記憶力、模倣する力、イメージする力)や言葉、コミュニケーション能力、社会性など、子どもの全般的な発達を促進するためにも非常に有効であると考えられます。

ぜひ、お気軽にお越しください。

※6月～10月は、水分補給の為、水筒を持ってくるください。

- ・場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・日程 偶数月 - 音楽療法 奇数月 - 発達相談(それぞれの期日はお問合せください。)

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123

子ども発達相談室(ことばの教室)

発音、明瞭度などの言葉の発達が気になるお子さんへの支援や関わり方を助言します。

舌や口の使い方など個人に合った訓練を行います。

また、子どもの発達、発達障がいに関する幅広い知識をもち、発達の問題を理解し、支援するスキルを兼ね備えた言語聴覚士が丁寧に対応します。

●一人ひとり予約制で対応させていただいています。事前にご連絡ください。

- ・場所 串間市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば
- ・日程 毎週金曜日 午前中 一人あたり40分程度

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123

5歳児健診

就学に向けて、子どもの発達や生活、育児の方法などの保護者の不安や悩みについて相談できる機会として実施します。

また、スムーズな学校生活が過ごせるよう、必要な支援が受けられるようにするための機会でもあります。

●内容 調査票によるスクリーニングを実施し、個別相談に対応します。

●対象 年度末までに5歳に達する子ども(年中児)

※ 対象児には、健診方法等ご案内します。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123



家庭児童相談室



0歳～18歳までの子どもについての何でも相談室です。

家庭児童相談員が子育てや家庭生活に関する相談に応じます。子どもやご家族のことで心配ごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談の内容によっては、関係機関に紹介するなどして、問題解決のお手伝いをします。

※相談内容の秘密は守ります。

◎ 子どもに関する相談

【1】育児やしつけ相談

- ・育児やしつけに困っている・子育てはわからないことばかりで不安になる・遊ばせ方がわからない
- ・子育てがづらい・子どもにきつくあたってしまう・近所でいつも長時間激しい泣き声がして心配など

【2】性格などの相談

- ・保育園や学校でうまくいかない・友だちとうまくつきあえない・家で暴力をふるうなど

【3】養育の相談

- ・両親が死亡、家出、入院するなどのため子どもが心配など

【4】発達の相談

- ・言葉や身体が発達が気になる・とても育てにくい子なので、対応に困っている
- ・発達が遅れているので、養護相談(訓練)を受けたい・療育手帳を取りたいなど

【5】非行の相談

- ・家に帰ってこない・万引きなどの非行を繰り返す・暴力をふるうなど

◎ 家庭に関する相談

【1】DVに関する相談

- ・配偶者などから暴力を受けていて、子どもへの影響が心配など

【2】母子・父子家庭に関する相談

- ・母子・父子家庭になって不安、どのような制度があるのか知りたいなど

◎ 療育手帳の更新手続き「定期巡回相談」の受付・連絡も行っています。

◎ 相談時間・場所

月曜日から金曜日まで 9時～17時 串間市総合保健福祉センター内 1階 家庭児童相談室

※ 気軽に相談に来てください。もちろん電話でも相談に応じます。

【お問合せ先】 家庭児童相談室 TEL 72-5783(直通)



養育支援訪問

子育てについて悩んでいるお母さんや家族、周りに子育てについて相談する人がいなくて、不安を感じている家庭等を訪問し、支援を行います。また、ご本人からの相談はもちろん、ご家族やご近所、お友だちなど、身近に支援の必要な家庭があると気づかれた方からの相談を受け、訪問を行います。電話でも相談に応じます。

【お問合せ先】 こども家庭センター 子育て支援係 TEL 72-1123

出産育児一時金



国民健康保険(国保)加入者が出産したときに支給されます。

原則として、国保から医療機関に直接支払われます。

妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

支給額は50万円(在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象ではない場合は48万8千円)です。

【お問合せ先】 串間市医療介護課 医療保険係 TEL 72-0333

※国保以外の方は、自分が加入している保険者から同様のサービスが受けられますので、職場等にお問い合わせください。

児童手当



1. 対象

中学校修了前の児童(15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方に支給されます。
父母で養育するときは、所得の高い方等が受給者となります。

2. 手当の月額 (R6年9月まで)

- ① 0歳～3歳未満(一律)・3歳以上～小学校修了前(第3子以降)……15,000円
- ② 3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子)・中学生(一律)……10,000円
- ③ 所得制限限度額【基準額:年収960万円(夫婦・子ども2人)】5,000円
所得上限限度額【基準額:年収1200万円(夫婦・子ども2人)】0円

(R6年10月から)

- ① 第3子以降……30,000円
- ② 高校生まで支給
- ③ 所得制限なし

3. 支給月

R6年6月に2月～5月分、R6年10月に6月～9月分、R6年12月に10・11月分、R7年2月に1・2月分が支給されます。

4. 請求の手続き

出生、転入等により手当を受ける場合には、手続きが必要です。(公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。)
手続きは、出生・転出予定日等の受給事由が生じた日の翌日から15日以内にしてください。

5. 手続きに必要なもの

- ◆保護者(受給者)名義の通帳 ◆保護者(受給者)の健康保険証
- ◆転入の場合は、前住所地からの児童手当連絡票
- ◆受給者及び配偶者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カードと運転免許証等

【お問合せ先】 こども家庭センター こども政策係 TEL 72-1123



児童扶養手当

母又は父と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭(母子又は父子家庭)の生活安定と自立を促進するために支給され、児童の健全育成を図るための制度です。

※手当での支給にあたっては、所得による支給制限があります。手当を請求する者(父母又は養育者)、若しくは、扶養義務者の所得が政令で定めた額以上であるときは、手当の全部又は一部を支給できません。

1. 対象

次の条件にあてはまる児童(18歳に達する日以降、最初の3月31日まで)を監護している父、母又は父母に代わって児童を養育している方(養育者)

1. 父母が婚姻を解消した
2. 母又は父が死亡した
3. 母又は父が政令で定める程度の障害の状態にある
4. 母又は父が生死不明
5. 母又は父が1年以上遺棄している
6. 母又は父が裁判所からのDV保護命令を受けている
7. 母又は父が1年以上拘禁されている
8. 婚姻によらないで生まれた
9. 遺棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない等

2. 支給月額

児童数1人のとき・・・45,500円～10,740円(所得が政令で定めた額以上の場合は支給されません。)

児童数2人のとき・・・56,250円～16,120円(")

児童数3人以上のとき・・・「児童数2人のとき」の額に1人につき6,450円～3,230円を加算(")

3. 支給月

奇数月に、前月、前々月分が支給されます。11日が支給日です。

4. 手続きに必要なもの

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本 ・ 請求者及び対象児童の保険証
2. 請求者名義の預金通帳
3. 年金手帳又は基礎年金番号がわかるもの
4. 受給者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード及び運転免許証等
5. 児童及び扶養義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)又は通知カード

◎申請に来られる際は、事前にお問い合わせいただき、担当者がいることを確認の上お越しください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** こども政策係 TEL 72-1123



特別児童扶養手当

知的精神又は身体に障がい有するため、日常生活が著しく困難な状態にある20歳未満の児童の生活向上に寄与することを趣旨として、特別の手当を支給することにより、福祉の増進を図る制度です。
(県の審査によって可否が決まります。)

1. 対象

知的精神又は身体に障がい有する児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

2. 支給月額

1級・・・53,700円 2級・・・35,760円

3. 手続きに必要なもの

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本 ・ 所得証明書
(前年の所得が一定額以上であるときは、手当は支給されません)
2. 請求者及び対象児童の属する世帯全員の住民票
3. 請求者名義の預金通帳
4. 障がい者手帳・療育手帳 (持っている方のみ)
5. 所定の診断書 ※対象者によって提出物は若干異なりますので詳細は問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】 自立支援係 TEL 72-1123

障害児福祉手当

重度の障がいのため、在宅生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳未満の児童の在宅生活の向上を図るための制度です。



1. 対象

次の条件にあてはまる児童に支給されます。

1. 20歳未満であること
2. 施設に入所していないこと
3. 認定基準に該当していること
※詳しい認定基準がありますので、詳細は問合せ先までご連絡ください。
4. 障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けてないこと
5. 本人、配偶者及び扶養義務者の前年の所得が基準額以内であること

2. 支給月額

月額15,220円

3. 支給月

5月に2月～4月分、8月に5月～7月分、11月に8月～10月分、2月に11月～1月分が支給されます。
10日が支給日です。

4. 手続きに必要なもの

1. 所定の診断書
2. 障がい者手帳・療育手帳(持っている方のみ)
3. 対象児童名義の通帳
4. 対象児童及び扶養親族の戸籍謄本・所得証明書
5. 対象児童の属する世帯全員の住民票

【お問合せ先】 自立支援係 TEL 72-1123

不妊症・不育症治療費助成

不妊症・不育症の治療を行っているご夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

◎ 助成対象者

- ① 串間市内に住所のある夫婦（事実婚を含む）で、健康保険に加入している者
- ② 串間市税等の滞納のない者



◎ 助成方法

一旦病院で治療費を全額支払った後、市の窓口申請して助成金の支給となります。
不妊治療費助成金は、治療が終了した日を含む月の末日から6か月以内に申請してください。
また、治療中でも申請はできます。

ただし、特定不妊治療を受けている方は、先に県へ申請をお願いします。

県に申請された方は、県の助成後2か月以内に申請して下さい。

不育症治療費助成金は、県の助成を受けた後、2か月以内に申請してください。

高額療養費制度の対象となる場合があります。事前に各医療保険機関にてご確認ください。

◎ 助成内容

対象治療	助成内容	助成額の上限
不妊治療	不妊原因を調べるための検査費 （どの検査が助成対象となるかは、医療機関が証明します）	年度内に30,000円まで
	・医療保険適用の治療費 ・治療の一環として行われる検査費 ・医療機関交付の処方箋による調剤費	年度内に100,000円まで
不育症治療	自己負担額から宮崎県による助成額を差し引いた額 ※先に県に申請し、助成を受けた後、2か月以内に申請してください。	1回の妊娠期間で40,000円まで

★入院費、食事代は含みません。

★医療保険適用の治療には年齢や回数の要件があります。

（詳細は医療機関や厚生労働省ホームページにてご確認ください。）

★不妊治療のうち特定不妊治療については県の助成があります。詳細は日南保健所にお問い合わせ下さい

◎ 申請に必要なもの（申請書等の様式は市の窓口か公式ホームページで入手できます）

- ① 申請書（対象治療により様式が異なります。）
- ② 治療受診等証明書（治療を行った病院で証明してもらいます。）
- ③ 領収書
- ④ 住民票（交付後3か月以内のもので夫婦の氏名及び続柄が確認できるもの）（市民生活課で発行）
- ⑤ 完納証明書（申請者及び配偶者2名分）（税務課で発行）
- ⑥ 保険証（申請者及び配偶者2名分）
- ⑦ 申請者名義の通帳
- ⑧ 承諾書
- ⑨ 宮崎県不育症治療費助成金給付決定通知書（不育症治療費助成金の場合）
- ⑩ 宮崎県不妊治療費支援事業受診等証明書（特定不妊治療を受けている者のみ）

【お問合せ先】 こども家庭センター 子育て支援係 TEL 72-1123



子ども医療費助成制度

県内の医療機関の窓口で子ども医療費受給資格証と健康保険証を提示すれば、以下の内容で助成を受けることができます。

【受給資格対象者】 串間市内に住所があり、健康保険に加入している子どもが対象です。

対 象	自己負担	
	通 院	入 院
0歳児から中学校卒業まで (中学校を卒業する年の3月31日まで)	0円	

★ただし、食事代、ベッド差額代、保険外治療等は除きます。

【申請に必要なもの】

1. 健康保険証(対象となるお子さんのもの)
2. 保護者名義の預金通帳
3. 保護者の個人番号カード

小児救急医療ガイド
(夜間・休日の病院受
診の仕方・応急処置等
について)

宮崎県内の医療機関を受診する場合は、受給資格証と保険証を提示すれば、無料で医療を受けることができます。



《県外の医療機関を受診された場合》

一旦、保険診療分を負担していただき、窓口で申請された後、助成金の支給となります。

(助成金の申請に必要なもの)

- ①領収証又は証明書(証明書用紙はこども政策係にあります。)
- ②子ども医療費受給資格証
- ③保険証(子ども)
- ④ 保護者名義の通帳

★助成金の申請は1年以内に行ってください。それを過ぎると払い戻しはできません。

★インターネットでの申請も可能です。

【お問合せ先】 こども家庭センター こども政策係 TEL 72-1123



おもいやり駐車場制度

◎ おもいやり駐車場制度とは？

公共的施設に設置された身体障がい者用駐車場等を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度です。

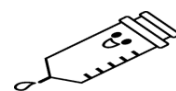
利用証の種類

		
車いす利用者用	〈車いす利用者を除く〉障がい者 ・高齢者・難病患者用	妊産婦・けが人用 ※有効期限があります

※妊産婦は、産前4か月～産後3か月の方が対象で、申請には母子健康手帳が必要です。

【お問合せ先】 自立支援係 TEL 72-1123

定期予防接種



串間市の予防接種事業は、指定医療機関による個別接種を実施しています。
予防接種は、病気に対する抵抗力(免疫)をつくり、予防するために受けるものですので、
対象年齢になりましたら、計画的に早期の接種を受けるようにしましょう。

1. 予防接種料金

- ◆ 定期予防接種に関しては、すべて無料です。
- ◆ 対象年齢を過ぎると、すべて個人負担となりますので、ご注意ください。

2. 予防接種に必要なもの

- ◆ 母子健康手帳
- ◆ 予診票（必要事項を記入の上、持参してください。）

3. 年間を通して受けることのできる定期予防接種

- ★ヒブワクチン ★小児用肺炎球菌ワクチン ★BCG ★B型肝炎ワクチン ★ロタウイルスワクチン
- ★四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオワクチン) ★麻しん風しん混合ワクチン
- ★五種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオワクチン・インフルエンザ菌b型:Hib)
- ★三種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳) ★二種混合(ジフテリア・破傷風)
- ★日本脳炎 ★水痘 ★子宮頸がんワクチン

4. 予防接種を行っている医療機関

宮崎県内の医療機関(県医師会に所属している機関)及び市内指定医療機関

◎市内指定医療機関

医療機関	電話番号	医療機関	電話番号
市木診療所	77-0349	とめのファミリークリニック	76-1425
のだ小児科医院	71-1112	はなぶさ消化器・内視鏡クリニック	74-1187
串間中央クリニック	27-3181	市民病院	72-1234

※ワクチンの種類によって取り扱っていない医療機関もありますので、事前に必ず医療機関にお問い合わせください。

5. その他 注意事項

- ◆ 里帰り等で県外にて定期予防接種を受ける場合、事前に手続きをしていただくことで接種に係る費用の助成を行います。
※助成額を上回る接種料は自己負担となります。

- ◆ 万が一、定期予防接種で健康被害を受けた場合は、予防接種法に基づく健康被害救済の給付の対象となります。

◆おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)予防接種費用の一部助成について

おたふくかぜ予防接種に係る費用の一部を助成しています。

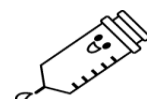
第2期 5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の一年前の日から
当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

○助成額 1回に当たり 2,500円

○医療機関 串間市及び日南市の指定医療機関

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-1123

定期予防接種予定表



串間市の予防接種事業は、指定医療機関による個別接種を実施しています。

予防接種は、病気に対する抵抗力(免疫)をつくり予防するために受けるもので、対象年齢になりましたら、以下事項に留意していただき、計画的に早期の接種を受けるようにしましょう。

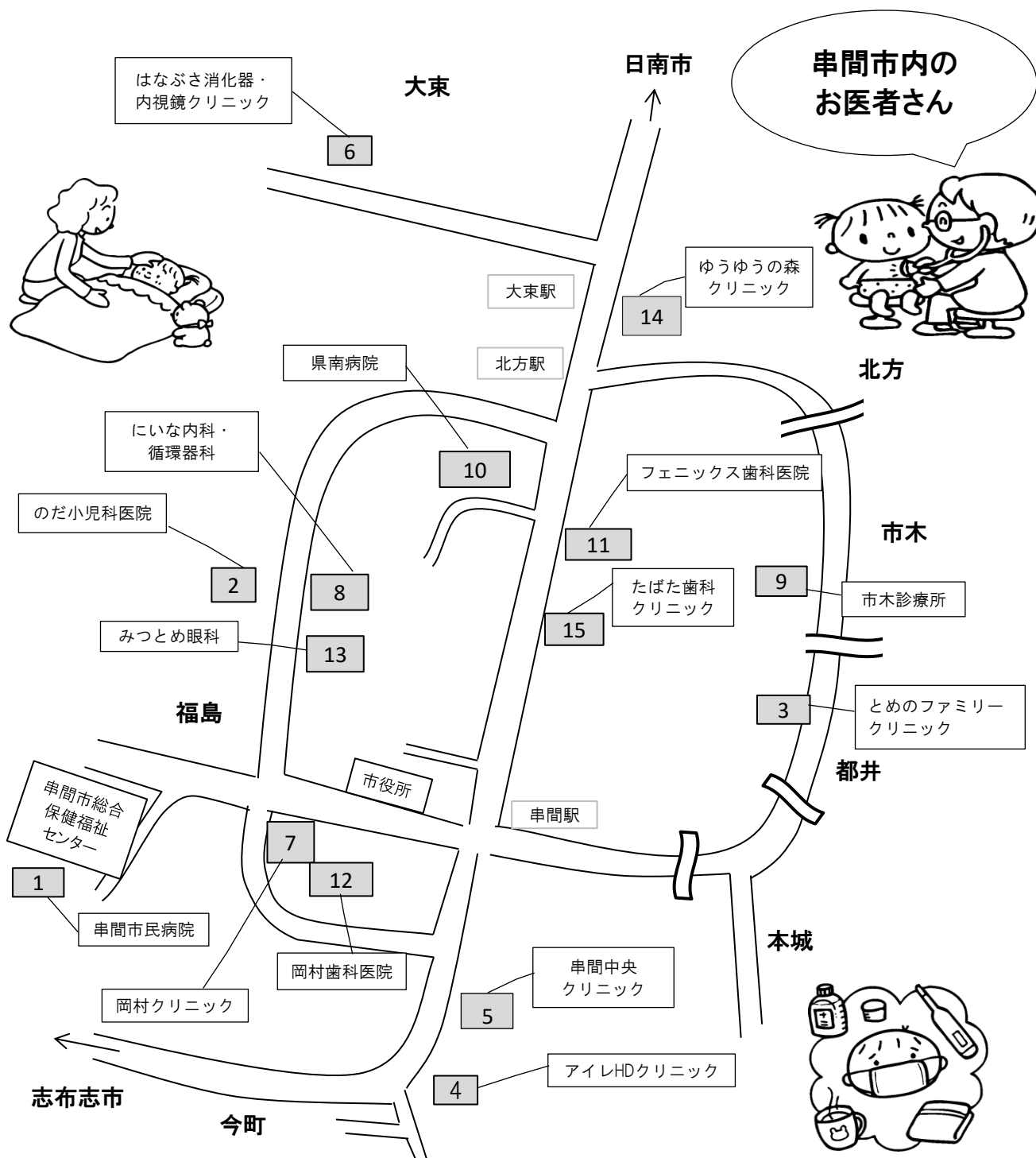
年 齢	種 類		回 数	対象年齢	次の予防接種 までにあける期間
生後 2か月 過ぎたら	ヒブワクチン		1回～4回 (接種開始年齢によって回数が異なります)	生後2か月～5歳未満	接種後6日以上 ※接種開始年齢によって回数や接種間隔が異なりますので、詳しい内容については、福祉事務所より送られてきた予防接種スケジュールをご確認ください。
	小児用肺炎球菌ワクチン		1回～4回 (接種開始年齢によって回数が異なります)	生後2か月～5歳未満	
	ロタウイルス	1価	2回	生後6週～24週まで	4週間以上
	ロタウイルス	5価	3回	生後6週～32週まで	4週間以上
	B型肝炎		3回	1歳に至るまで	6日以上
	三種混合 ジフテリア・破傷風・百日咳	1期 初回	1回	7歳6か月に至るまで ※初回終了後6か月以上の間隔をおいて	接種後6日以上
	四種混合 ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ	1期 初回	20日～56日の 間隔で3回	7歳6か月に至るまで ※なるべく1歳までに 受けましょう	
	五種混合 ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ・インフルエンザ菌b型(Hib)				
3か月 過ぎたら	BCG		1回	1歳に至るまで	接種後27日以上
1歳 過ぎたら	麻しん(はしか) ・風しん	1期	1回	1歳～2歳に至るまで	接種後27日以上 ※MRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)を接種しますが、麻しんのみ、風しんをみのワクチンを接種することも可能です。
	水痘		2回	1歳～3歳未満	初回接種から3か月以上 間隔をあけて1回
3歳 過ぎたら	日本脳炎	1期 初回	6日～28日の 間隔で2回	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで	接種後6日以上
		1期 追加	1回	生後6か月～ 7歳6か月に至るまで ※初回終了後1年後	
就学前 (年長)	麻しん(はしか) ・風しん	2期	1回	小学校就学前の 1年間	接種後27日以上 ※MRワクチン(麻しん風しん混合ワクチン)を接種しますが、麻しんのみ、風しんをみのワクチンを接種することも可能です。
小学生	日本脳炎	2期	1回	9歳～13歳未満 ※標準年齢は小学校 4年生(9歳)	接種後6日以上
	二種混合 ジフテリア・破傷風	2期	1回	11歳～13歳未満 ※標準年齢は小学校 6年生(11歳)	接種後6日以上
小学生 ～ 高校生	子宮頸がんワクチン		2回 or 3回	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	3種類(ガーダシル、サーバリックス、シルガード9)のワクチンがあります。ワクチンによって接種間隔が異なります。

※上記のうち、日本脳炎と子宮頸がんワクチンについては、過去に接種を逃した方へのキャッチアップがあります。

串間市内の医療機関（市外局番 0987）

※休診日等変更になる場合もありますので、事前に電話等で確認をしてから受診するようにしてください。

	医療機関名	住所	電話番号	診療科目	休診日
1	串間市民病院	西方7917	72-1234	内科・外科・整形外科 耳鼻咽喉科・皮膚科 泌尿器科・産婦人科	土・日・祝日 (日によって診療できる 科が異なりますので詳 細はお問合せください)
2	のだ小児科医院	西方5337-3	71-1112	小児科・アレルギー科	水・土(午後) 日・祝日
3	とめのファミリー クリニック	都井2179	76-1425	小児科・精神科・内科 リハビリテーション科	市乳幼児健診等 担当日:水(午後) 土(午後) 日・祝日
4	アイルHDクリニック串間	西浜1丁目5-3	55-8181	内科・人工透析	土(15時～休診) 日・祝日
5	串間中央クリニック	西方6601-1	27-3181	小児科・内科	木・土(午後) 日・祝日
6	はなぶさ消化器・ 内視鏡クリニック	奈留5284-3	74-1187	内科・消化器内科・ 内視鏡内科	木・土(午後) 日・祝日
7	岡村クリニック	西方5627-1	72-7710	整形外科 リハビリテーション科	木・土(午後) 日・祝日
8	にいな内科・循環器科	西方5328-1	71-1711	内科・循環器科 呼吸器科	木・土(午後) 日・祝日
9	市木診療所	市木2026	77-0349	内科・外科	※診察日に関しては 直接病院へ お問い合わせください
10	県南病院	西方3728	72-0224	精神科・心療内科 神経科・整形外科 神経内科・放射線科・歯科 リハビリテーション科	土(午後) 日
11	フェニックス歯科医院	西方3586-8	72-2023	歯科	土 日・祝日
12	岡村歯科医院	西方5642	72-2210	歯科	火・土(午後) 木・日・祝日
13	みつとめ眼科	西方5397-1	72-7000	眼科	月・水・木・土(午後) 日・祝日
14	ゆうゆうの森クリニック	串間951	55-9111	内科	水・土(午後) 日・祝日
15	たばた歯科クリニック	西方3975	55-7575	歯科	月・水・日・祝日



「子ども救急医療電話相談事業」

夜間(19時～翌朝8時)の子どもの急病時、病院に行った方が良いかどうかの判断に迷ったときにご利用ください。

＃(シャープ)8000はNTTのプッシュ回線、携帯電話からご利用いただけます。
(ダイヤル回線、IP電話等からおかけの場合は、0985-35-8855をご利用ください。)

※相談料は無料ですが、通話料は利用者負担となります。

直接お子様の状態を診て行う診断・治療ではないので、限界があることをあらかじめご了承ください。

緊急を要するときは、119番をご利用ください。

保育園・認定こども園の利用手続

○小学校就学前に利用できる施設は、2種類です。

認可保育園	8園	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設
認定こども園	4園	幼稚園と保育園の機能や特長をあわせ持つ施設

○施設を利用するにあたり、市が教育・保育の必要性の認定を行います。

保育の必要性を認定する要件

- | | | |
|--------------|---------|--------|
| ①就労(月60時間以上) | ⑤災害復旧 | ⑨育児休業中 |
| ②妊娠・出産 | ⑥求職活動 | ⑩その他 |
| ③疾病・障がい | ⑦就学 | |
| ④介護 | ⑧虐待のおそれ | |

※認定要件によって、認定内容が異なります。



○施設を利用するための認定区分です。

認定区分	年齢	対象	保育所	認定こども園	利用時間
1号認定	3～5歳	幼児教育を希望		○	4～6時間
2号認定	3～5歳	保育を必要	○	○	8～11時間
3号認定	0～2歳	保育を必要	○	○	8～11時間

○施設利用手続きの流れです。※認定申請等は、福祉事務所に申請してください。

●1号認定希望の場合

- ①認定申請・入園申請
- ②市が認定します。
- ③認定こども園と契約します。

●2号・3号認定希望の場合

- ①認定申請・保育利用申請・就労証明書等が必要です。
※利用希望月の前月15日までに申請してください。
- ②書類審査・面接実施後、認定及び入所承諾します。
- ③毎月1日の入所となります。

○保育料は、市が設定しています。

- 利用施設に関わらず、認定区分に応じて金額を設定しています。
- 世帯の市民税課税額(所得割)に応じて金額を設定しています。
- 毎年9月が保育料切替え時期となります。
- 施設によって、実費負担や必要経費の上乗せ利用料が生じる場合があります。



【お問合せ先】 **こども家庭センター** こども政策係 TEL 72-1123





串間市内保育園

園名	住所	電話番号	一時預かり	学童保育
ちぐさ保育園	串間市大字西方4070番地1	72-0255	○	○
市木保育園	串間市大字市木7281番地	77-0014	○	○
串間保育園	串間市大字西方8248番地1	72-0292	○	○
かなな保育園	串間市大字西方5300番地3	72-4100	○	○
上篠原保育園	串間市大字本城5451番地3	75-1692	○	○
みやこ保育園	串間市大字都井2119番地	76-1324	○	
大束中央保育園	串間市大字奈留5505番地	74-1137	○	○
りんぼかん保育園	串間市大字西方14894番地	72-0373	○	○



認定こども園



園名	住所	電話番号	一時預かり	学童保育
幼保連携型認定こども園 こばと幼稚園	串間市大字西方8977番地3	72-0296	○	○
南さくら幼保連携型 認定こども園	串間市大字北方7358番地2	72-5618	○	○
さくらさくら幼保連携型 認定こども園	串間市大字北方4253番地2	72-0400	○	
むつみ認定こども園	串間市大字西方15153番地3	72-3966	○	

◎一時預かり、学童保育の欄に○がついている園が一時預かり、学童保育を行っています。

詳しい内容等につきましては、直接各園にお問い合わせください。

病児保育



保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に病気の子どもを一時的に保育することです。 〈祝祭日はお休みです。〉

- ・ 対象時 0歳児～12歳児(小学校6年生)まで
- ・ 利用料金 1日 1,500円(市町村民税非課税世帯、3歳未満は750円、生活保護受給世帯は0円)
- ・ 利用方法 事前に登録申請書を各施設に提出する必要があります。
その他詳しい内容等については、施設にお問い合わせください。
- ・ 利用日時 月曜日～土曜日(8:00 ～ 18:00)
- ・ R6年は串間市民に限り、補助申請をした場合は無料で利用ができます。

☆ 串間市病児保育センター

【お問合せ先】 串間市病児保育センター TEL 71-1577

すこやかひろば・地域子育て支援センター

- 子育て中の親子が気軽に、そして、自由に利用できる交流の場です。
- 子育てに不安や悩みなどを抱えるお父さん、お母さんの相談にのります。
- 身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供を行います。
- 毎月親子で楽しめる様々なイベントを企画しています。利用料は無料です。



☆ すこやかひろば

- ・ 場所 : 串間市大字西方9365-8(串間市総合保健福祉センター2階)・・・24ページ地図参照
- ・ 開設日: 月曜日～金曜日(8:30～12:00、13:00～17:00)
日曜日、祝祭日(9:00～16:00)
※第2・第3水曜日の午後は健診があるため、1日お休みとなります。

※一時預かり

- ☆利用できる日と時間・・・月曜日～金曜日(日曜日、祝日及び年末年始はお休みです。)
・8:30～12:00 ・13:00～19:00
2時間以内の預かりになります。
(健診、行事等で利用できない日もあります。)
- ☆利用できる年齢・・・生後3か月から就学前までの集団保育可能な子ども。
- ☆利用料金・・・1人1回500円です。
- ☆利用申込み・・・一時預かりには事前に一時預かり申請書を提出していただく必要があります。
前日までにすこやかひろばで手続きを行ってください。保険証の番号が必要です。
- ☆利用方法・・・登録後は、前日までに電話又は直接来て、予約をしてください。
(受付時間は、8:30～17:00)

【お問合せ先】 **こども家庭センター** 子育て支援係 TEL 72-8701(直通)

☆ 地域子育て支援センター(さくらサロン)

- 場所 串間市大字北方7358-2(南さくら幼保連携型認定こども園敷地内)・・・24ページ地図参照
- 開設日 月曜日～土曜日(土曜日は13:00まで) 時間9:00～17:00
(祝祭日はお休みです。)

※一時預かり

- ☆利用できる日と時間・・・①毎週水曜日 9:00～12:00(祝日及び年末年始はお休みです。)
②**サロン**開放の日(月～金)の9:00～12:00
- ☆利用できる年齢・・・生後4か月から就学前までの子ども。
- ☆利用料金・・・無料(1年に1人5回まで利用できます。)
- ☆利用方法・・・一時預かりを利用するには、初回利用前に登録が必要です。
登録後は利用日の前日までに電話または直接予約をお願いします。
その他利用に関する詳細については、さくらサロンにお問い合わせください。

【お問合せ先】 地域子育て支援センター TEL 72-5623

児童発達支援事業所(ひだまり)

身体、知的、精神に一定の障がいのある未就学児や一定の難病を患っている未就学児が利用できます。未就学児を対象に、少人数での療育を行う通所支援施設です。子どもの特性や発達、成長にあわせた個別の支援を行います。保育所との併用(時間帯や曜日ごと)もできます。

- ・場所 串間市大字大平6977 (利用時は、送迎があります。)
- ・対象者 未就学児 (定員10名)
※利用には審査が必要になりますので、事前に自立支援係に相談してください。
- ・日時 月曜日～金曜日(9:00～15:00) 土曜日(9:00～13:00)

【お問合せ先】 自立支援係 TEL 72-1123
児童発達支援事業所 ひだまり TEL 74-1233(見学ができます。)

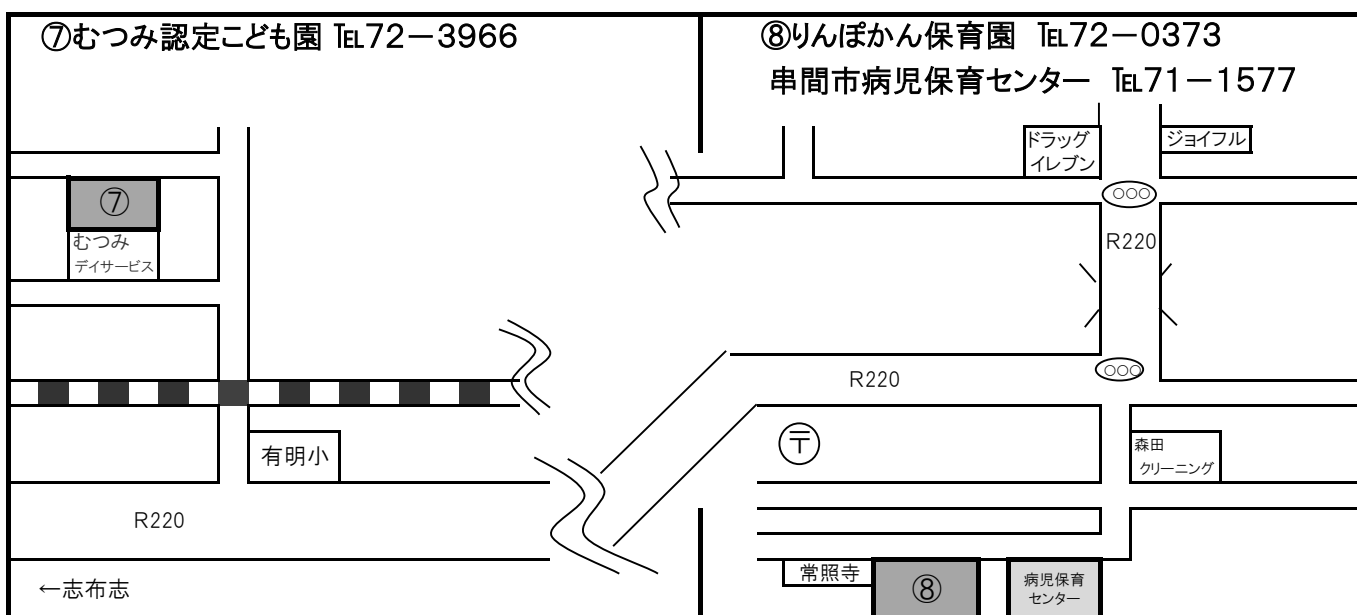
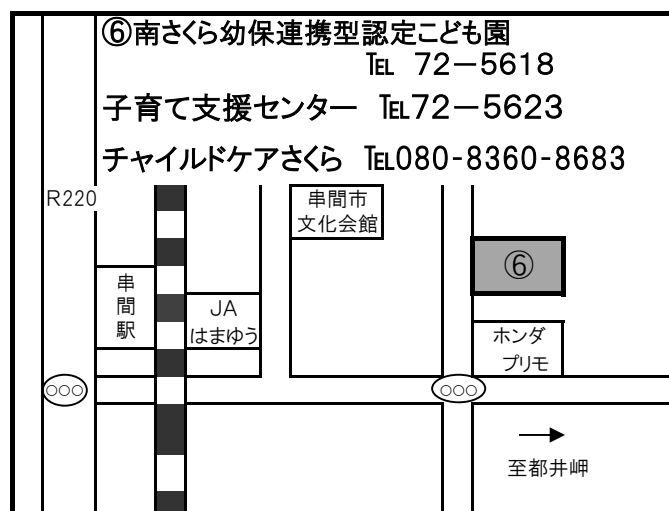
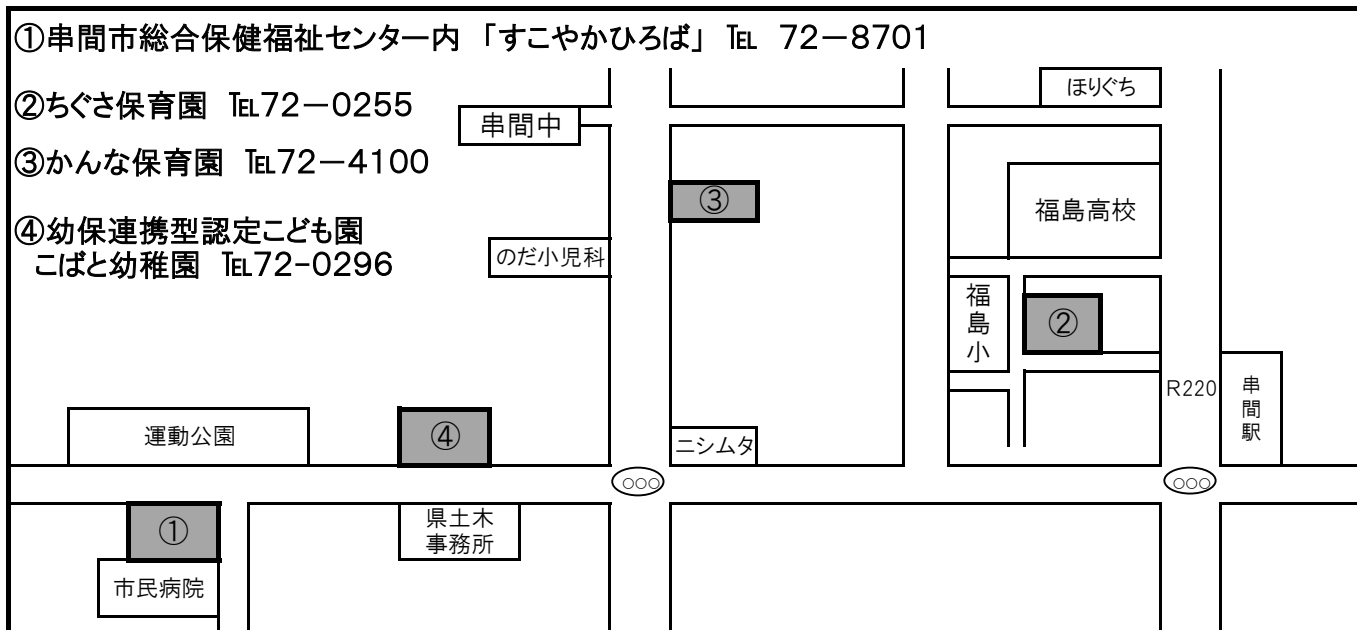
放課後等デイサービス(なないろ、ひなた)

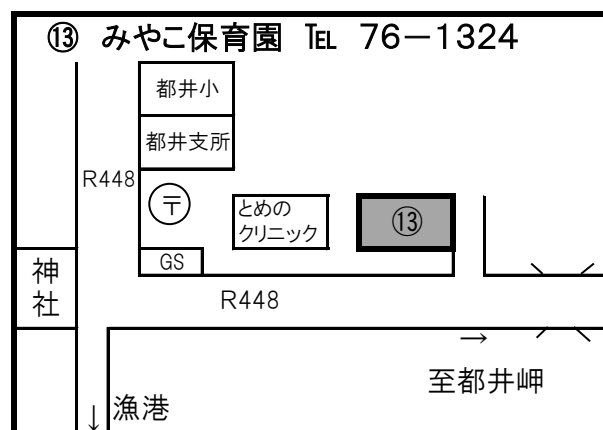
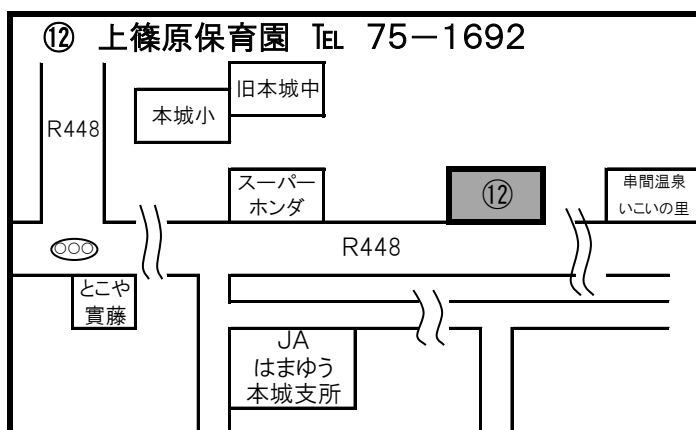
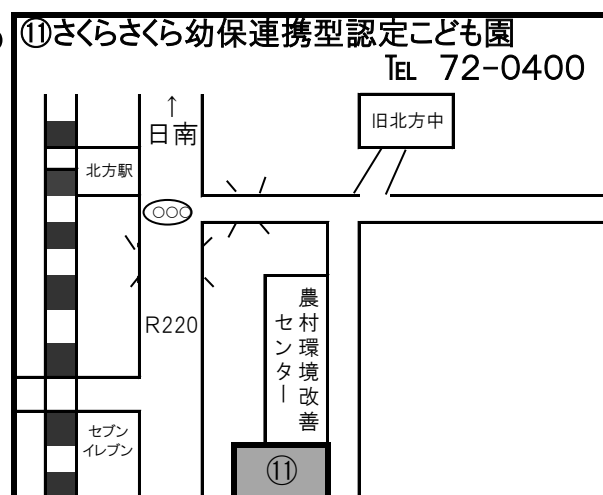
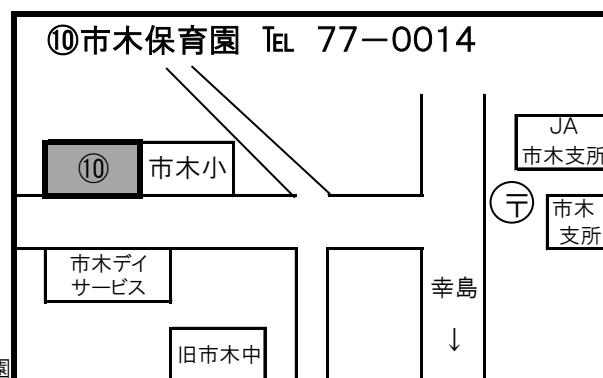
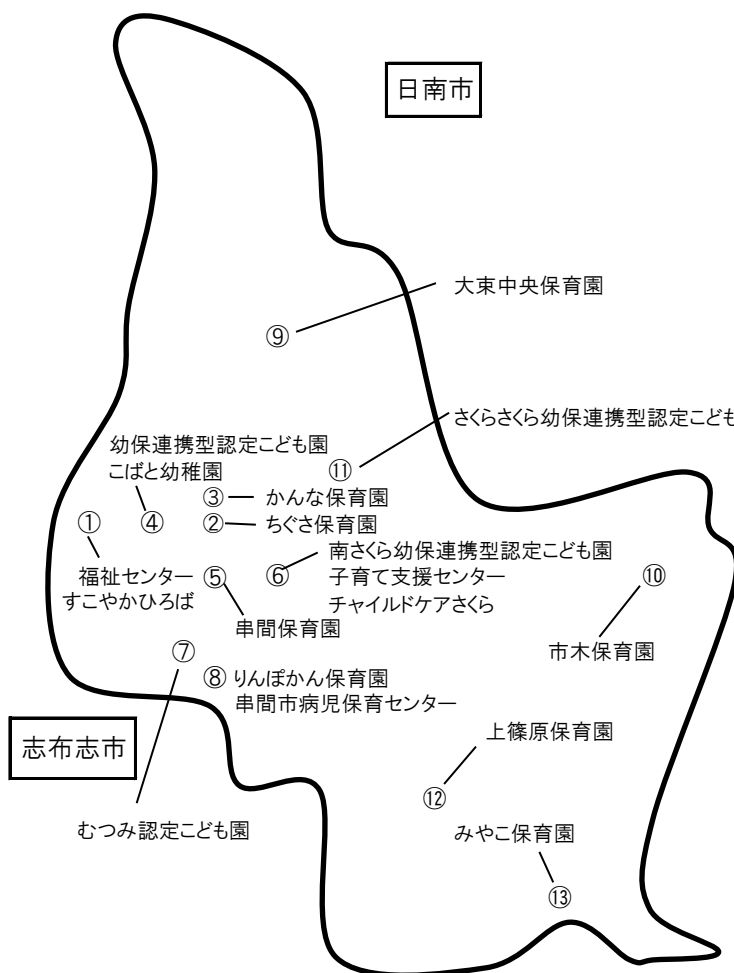
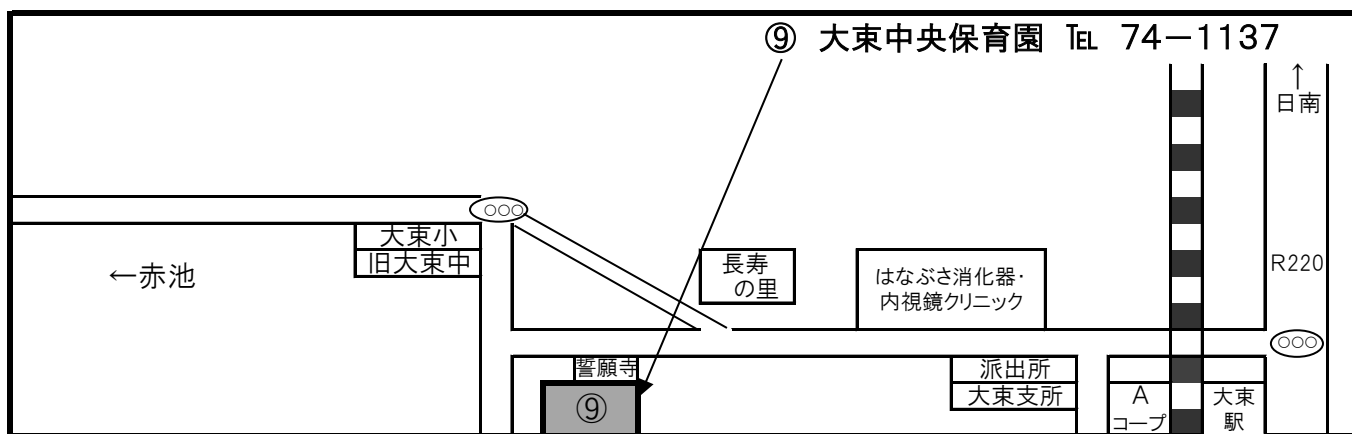
身体、知的、精神に一定の障がいのある就学児や一定の難病を患っている就学児が利用できます。困り感などがある児童に、勉強や生活習慣などを教え、自立に向けたサポートを行っています。

- ・場所 串間市大字南方新浜2234番地 (利用時は、送迎があります。)
- ・対象者 小・中・高生
※利用には審査が必要になりますので、事前に自立支援係に相談してください。
- ・日時 月曜日～金曜日(13:00～17:30) 土曜日・学校休業日(10:00～16:00)

【お問合せ先】 自立支援係 TEL 72-1123
放課後等デイサービス なないろ、ひなた TEL 55-7707(見学ができます。)









母子・父子・寡婦世帯の相談窓口

串間市には、母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんが日ごろ抱えている悩みを一緒に考え、解決のお手伝いをする母子・父子自立支援員がいます。

相談内容は、就労相談、離婚や経済的なこと、子育てのこと、職場のことなど何でも構いません。

母子・父子自立支援員だけで解決できない場合は、他の関係機関と連携して解決のお手伝いをしていきます。

- ・ 相談方法 福祉事務所 こども政策係に直接来られるか、電話での相談となっています。
※母子・父子自立支援員には、守秘義務が課せられていますので、安心してご相談ください。
- ・ 相談受付時間 月～金曜日（祝日は除く。） 午前9時00分～12時 午後1時～午後4時
※相談に来られる際は、事前に電話での予約をお願いします。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** こども政策係 TEL 72-1123

母子及び父子家庭等医療費助成制度



串間市では、母子及び父子世帯等に対し、医療費の一部を助成することにより、母、父、子の健康と生活の安定に寄与し、母子及び父子世帯の福祉を図ることを目的としています。

対象者		助成対象	助成額
父母等	末子20歳誕生日前日まで	入院の保険診療分 入院外の保険診療分 （調剤を含む）	対象となる金額から 1か月 1,000円を 控除した額
児童	中学校修了後 18歳になって最初の3月31日まで		

※医療費助成を希望される方は、事前に、母子及び父子家庭等医療費受給資格証の交付を受けておく必要があります。ただし、所得が一定額以上ある方は、助成できないことがあります。

『資格証交付手続きに必要なもの』 12ページの児童扶養手当の手続きに必要なものと同じです。

【申請に必要なもの】

1. 領収書又は医療費証明書（用紙は、こども政策係にあります。）
2. 母子及び父子家庭医療費受給資格証

★支給申請は、診療月から1年以内に行ってください。それを過ぎると支給できなくなります。

★申請は、毎月末日〆切で翌月末の水曜日に入金されます。

★インターネットでの申請も可能です。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** こども政策係 TEL 72-1123



母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭・父子家庭及び寡婦家庭を対象にして、無利子又は低利で資金を貸し付けることによって、経済的に自立していただくことを目的とした制度です。

1. 対象者 配偶者のない女子又は男子で、現に児童を扶養している方若しくは配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある方。

母子福祉資金及び寡婦福祉資金一覧表（令和5年4月1日 現在）

貸付金の種類	貸付金の目的	限度額	償還期間
事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	3,260,000円以内	7年以内
事業継続資金	事業を継続するのに必要な資金	1,630,000円以内	7年以内
修学資金	子どもの高等学校(盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部を含む。)大学又は高等専門学校、専修学校における修学に必要な資金	詳しい金額についてはお問い合わせください。	修学期間の4倍以内 専修学校(一般課程) 5年以内
技能習得資金	事業を開始し、又は就職するのに必要な知識、技能を習得することや高等学校に修学する際に必要な資金(母子家庭の母又は父子家庭の父)	月68,000円以内 ※自動車運転免許の取得460,000円以内	20年以内
修業資金	子どもが事業を開始し又は就職するのに必要な知識、技能を習得する際に必要な資金	月68,000円以内 ※自動車運転免許の取得460,000円以内	20年以内
就職支度資金	就職に際し必要な資金	105,000円以内 ※自動車の購入が必要な場合 340,000円以内	6年以内
医療介護資金	医療又は介護を受けるのに必要な資金	医療340,000円以内 介護500,000円以内	5年以内
生活資金	1. 知識技能を習得している期間 2. 医療若しくは介護を受けている期間 3. 母子家庭又は父子家庭になって7年未満の母又は父の生活が安定するまでの期間 4. 失業して1年未満の母又は父の生活が安定するまでの期間	1. 月141,000円以内 2～4 月108,000円以内	1. 20年以内 2. 5年以内 3. 8年以内 4. 5年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、改築等に必要な資金	1,500,000円以内 ※災害等又は老朽化等の増改築 2,000,000円以内	6年以内 ※7年以内
転宅資金	住宅移転に際し、住宅の賃借に必要な資金	260,000円以内	3年以内
就学支度資金	小中学校・高校・大学・高専への入学又は修業施設への入所に際し必要な資金	詳しい金額についてはお問い合わせください	修学期間の4倍以内 専修学校(一般課程) 修業施設据置期間経過後 5年以内
結婚資金	子の婚姻に際し必要な資金	310,000円以内	5年以内

資金によって、利子の内容が異なりますので、詳しいことは問合せ先へお問い合わせください。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** こども政策係 TEL 72-1123

宮崎県こども家庭課 TEL 0985-26-7041

ひとり親家庭自立支援給付金



ひとり親家庭の雇用の安定及び就職の促進を目的とし、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得促進を図るため、支給されるものです。

1. 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父

○自立支援教育訓練給付金

就職に有利な教育訓練講座等を受講し修了した場合に、受講料の4割～6割相当額(上限20万)を支給します。ただし、支給金額が12,000円を超えない場合は、この給付金の対象外となります。

※雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格の有無について、事前確認が必要となります。

※講座を受講する前に、就職の際に有利な資格であるかどうかの審査がありますので、受講前に相談が必要となります。

○高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士などの資格を取得するために1年以上学校などに通う場合に生活費の一部を一定期間支給します。(最終学年は増額となります。)

- ・対象資格…看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師
 - ・支給額→市町村民税非課税世帯…月額 100,000円 課税世帯…月額 70,500円
※最終学年:非課税世帯…月額 140,000円 課税世帯…月額 110,500円
 - ・修了支援給付金→市町村民税非課税世帯…50,000円 課税世帯…25,000円
- ※高等職業訓練促進給付金の支給対象者に対しては、返還免除制度のある県社会福祉協議会の貸付(入学準備金…50万円以内、就職準備金…20万円以内)を紹介する事ができます。

【お問合せ先】 **こども家庭センター** こども政策係 TEL 72-1123

